

電子契約による変更契約締結までの流れ (建設工事・建設関連業務委託)

受注者

発注者（藤枝市 契約検査課）

工事発注課から変更指示書（又は工期延長協議書）提出後

(1) 受注者 → 発注者（契約検査課）

- 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（持参orメール。）
※ 既に提出済みの場合、内容に変更がなければ、再提出の必要はございません。
- 建設リサイクル法に関する書類
※ 該当する場合のみ（工事発注課へ提出）
- 契約保証金に関する書類 ※ 該当する場合のみ（電子保証の場合は認証キー）を提出

(3) 受注者 → 発注者（契約検査課）

- 協議書 書類一式の内容確認後、電子署名を付与

(5) 受注者 → 発注者（契約検査課）

- 変更契約書 書類一式の内容確認後、電子署名を付与

(2) 発注者（契約検査課） → 受注者

- 協議書を電子契約システムへアップロード。受注者へ署名依頼メールが送信される。
＜添付書類＞※以下のうち該当する書類
 - ・ 協議書(工期・金額に関するもの)
 - ・ 協議書(建設リサイクル法に関するもの)
 - ・ 契約条件(建設リサイクル法に関するもの)
 - ・ 契約条件(債務に関するもの)

(4) 発注者（契約検査課） → 受注者

- 協議書 書類一式の内容確認後、電子署名を付与
- 協議書の締結完了後、**変更契約書**を電子契約システムへアップロード。受注者へ署名依頼メールが送信される。

(6) 発注者（契約検査課） → 受注者

- 変更契約書 書類一式の内容確認後、電子署名を付与
※ 契約保証証書の提出または契約保証金の入金確認後に署名を行います。（**該当する場合のみ**）

変更契約締結

※お知らせメールが届きます。必要に応じてダウンロードしてください。

(7) 受注者 → 発注者（契約検査課）

- 建退共 掛金収納書を契約の日から30日以内に提出 ※ 該当する場合のみ

作成：藤枝市 契約検査課